

1 マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度の導入に向けて、国や地方はどのように準備をし、また、県は、マイナンバー制度をどのように利用しようとしているのか。
- (2) マイナンバー制度は、県民にとってどのような利便性があるのか。
- (3) マイナンバー制度のシステムの導入工程はどのようになっているのか。

〈総務部長答弁〉

- 1 社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会経済情勢が大きく変化する中で、社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて、住民が社会保障給付等を適切に受けるための基盤として導入が図られるものです。行政では、住民サービスを提供するための前提として、本人特定や各種手続における書類審査に多大な時間と労力が必要となっております。住民の側からも自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障給付が的確に行われていないのではないかという課題や不満があり、これを解決するための基盤が求められているところです。
- 2 マイナンバーは、住民票を有する全ての人に対して、住所地の市町村から個人番号が通知されるもので、原則として一人の番号は生涯にわたって使われることになっていきます。行政機関は、社会保障・税等に関して、保有する個人情報とマイナンバーとを結びつけて、同一人の個人情報を他の機関と迅速・確実に情報連携できることとなり、事務の効率性・透明性が高められます。例えば、国民健康保険や国民年金の番号についても、現在使われている番号は各制度の業務番号として継続して使用されますが、各個人にマイナンバーが付番されることで、他の保険や年金での重複支給の有無等について情報連携ができることとなります。
- 3 また、県民の皆様の利便性については、番号法に定められた事務において、県や市町村の窓口で、たとえば福祉の申請や税の申告の際に住民票や所得証明などの添付書類が不要になるなど簡素化が図られ、負担の軽減に繋がります。また構築されるシステムにより正確な所得が把握されることから、税負担や社会保障の公平化が図られ、きめの細かい福祉サービスの支援が受けられるようになることが見込まれています。
- 4 マイナンバー制度の全体構成は、住民の個人情報を一元管理するのではなく県や市町村が今までとおり分散管理し、安全に情報連携するため、三つの階層のシステムとなっています。一番上の層のシステムは、国が構築、運用し、行政機関等が情報連携する為のネットワークシステムです。二番目の層のシステムは、暗号化した情報連携用個人情報をサーバーに格納する為のシステムで、国が構築し、行政機関等が利用します。三番目の層のシステムは、各地方行政機関等がマイナンバーと個人情報を安全、適切に管理するために新規構築や改修を施した業務システムです。この構成により、万が一第三者

にマイナンバーが知られても、芋づる式に個人情報が漏洩することのない仕組みを実現しています。また、個人情報がネットワークを介して情報連携されることから、各地方行政機関等におけるしっかりとした個人情報保護の対応が求められています。

5 県では、今議会において、税務総合システムの改修や二番目の層のシステムである国のネットワークと接続する費用をはじめ、個人情報保護条例の改正をお願いしており、制度導入に向けて必要な準備を着実に進めてまいります。

6 導入までの工程ですが、まずは平成27年10月に全住民に個人番号が通知され、平成28年1月から番号カードの交付が始まり、平成29年7月から社会保障・税・災害対策の分野の中で法律で定められている行政手続きについて、他の機関との情報のやりとり、連携が始まることになっています。このマイナンバーを利用して、住民サービスの向上につながる更なる事業展開も考えられますが、一方で個人情報の保護対策を十分に取りることが必要でもあり、制度の全容を明確に把握し、基幹のシステムを構築した上でマイナンバーを活用する事務の検討を進めていきたいと考えています。

(田中議員要望)

マイナンバーの答弁ですが、いろいろとご説明をいただきましたが、一般の人にも分かるよう、いわゆる小学生でも分かるぐらいの易しさ、言葉遣いを使って広報をしていただきますようお願いいたします。上層部や中層部、下層部などの説明では、私でも理解しにくいと思います。お願いしておきます。

### 3 木材利用の促進について

- (1) 県では、「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」の策定後、木材利用促進に向け、どのような取り組みを行っているのか。
- (2) 今後、県が取り組む大規模建築物等への木材利用について、どのように考えているのか。

#### 〈農林部長答弁〉

公共建築物における県産材利用の推進については、直接的な需要拡大と民間建築物での利用促進効果が期待できるため、本県の林業や木材産業の振興において重要な取り組みであると認識しております。

このため、県では「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」を策定し、

- ①建築基準法において耐火建築物が求められない低層建築物における木造化の推進
- ②多くの県民の皆様が利用するスペース等についての内装の木質化や景観上の観点を踏まえた外装の木質化の推進などの方針のもと、公共建築物への県産材の積極的利用を推進しているところです。

これまでに「県庁玄関ホール」、「中央こども家庭相談センター」、「奈良公園事務所」、「五條土木事務所十津川復旧復興課庁舎」などの県有施設において取り組みを進めてきたところであり、木の持つ暖かみや感触の柔らかさ、落ち着いた雰囲気などの面で、多くの県民の皆様から好評を得ているところです。県下の全ての市町村においても、独自の木造・木質化方針を策定のうえ、同様の取り組みが進められています。

また、「スイムピア奈良」については、水利用施設という木材の使用が限られる中で、維持管理面等を考慮し、エントランスの天井や壁において県産材を使用した内装の木質化を行い、「スポーツのあとの疲れを癒やす、落ち着きのある空間」を創造しています。

今後におきましても、「県立大学（仮称）地域交流棟」、「農業大学校6次産業化研修施設」、「農業研究開発センター」をはじめとして、多くの建築物において県産材利用を進める方針でございます。

その際には、質問で触れられた新しい技術や工法の導入についても積極的に検討を行うとともに、利用者の利便性や、耐震性・耐火性といった安全性の確保、メンテナンス面などを考慮しながら、質の高い木質空間となるよう取り組んでまいります。

#### 4 森林環境税について

森林環境税を活用した施業放置林の整備の進捗状況と森林環境税の継続を含めた今後の取り組みに関する考え方について伺いたい

##### <農林部長答弁>

森林環境税は、議員お述べのとおり、森林環境の保全や森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のために、年間で、個人は均等割額500円、法人は均等割額の5%に相当する額を徴収することとして、平成18年度に導入され、現在は、平成23年度から5年間の第2期目に入っております。

第2期を迎えるにあたっては、「施業放置林の整備」、「里山づくりの推進」、「森林環境教育の推進」に加え、新しい活用事業の導入など、幅広い展開が必要ではないかという、県民の皆様及び県議会の皆様のご意見がありました。それを踏まえ、新たに、森林の生物多様性を維持するための「森林生態系の保全」を、また、多くの県民の皆様が森林に親しむとともに、観光資源として地域活性化効果を期待する「森林とのふれあい推進」の事業を実施しているところです。

お尋ねの、施業放置林の整備の実績は、平成18年度からの5年間で約4千ヘクタール、平成23年度から平成26年度末までの4年間で約3千5百ヘクタールとなり、計7千5百ヘクタールは、整備すべき施業放置林1万7千ヘクタールの44%にあたります。

森林の管理は、本来、森林所有者の責務であります。材価の低迷による林業不振とそれに伴う山への関心の低下などにより、森林が放置されていることも事実です。そこで、県としても、県民が享受している森林の公益的機能の重要性にかんがみ、引き続き、施業放置林の整備は必要であると考えております。

今後の取組については、年明け一月に開催を予定している森林環境税に関するシンポジウムやアンケート調査などをおして、森林環境税をご負担いただいている県民の皆様や県議会のご意見を賜りながら、同税の継続や、税額、取組内容について検討してまいります。

5 獣害対策について

- (1) 田畑を荒らす有害獣の頭数削減に向け、どのように取り組むのか。
- (2) 有害獣の頭数削減を図るためには、射撃場の設置が必要と考えるがどうか。

<農林部長答弁>

有害獣の頭数削減に関しては、ニホンジカ、イノシシに限った狩猟期間の延長、ニホンジカの有害捕獲のための大型ネットを使った新型捕獲装置の導入、有害捕獲に対する捕獲報奨金制度、などに取り組んでいます。

捕獲実績ですが、アライグマは24年度で833頭、また、ニホンジカ、イノシシは25年度で、それぞれ6,689頭、3,646頭となり、特にニホンジカの捕獲数は過去最高となっております。

さらに今年度から、地域の狩猟者のみでは捕獲が困難な市町村に対し、捕獲チームを派遣し、ニホンジカの捕獲を行うモデル事業を、黒滝村と野迫川村の2村で実施を予定しております。

なお、ニホンザルの捕獲については、25年度実績で252頭となっておりますが、これは主に山間地域での実績であり、人の出入りが多い里山地域での銃による捕獲は、人身事故等の危険が伴うことから、捕獲ではなく追い払いを中心とした対策に取り組んでいる状況です。

具体には、宇陀市では追い払いのためのモンキードッグの育成・認定を行っています。犬は人が追い払うよりも早いスピードで山中まで追い払うことができるので、サルの群れが集落に滞在する時間が短くなり、被害の減少につながっているとの報告を受けております。しかし、頭数削減という課題は残っており、引き続き頭数削減に向けた、有効な手立てについて検討していく所存です。

次に、射撃場の建設についてですが、本県には公設、民設ともに、狩猟に必要な散弾銃の訓練ができるクレー射撃場がないことは事実であり、関係者がご不便な思いをされているのも承知しています。しかし、建設にあたっては、散弾銃の弾による鉛汚染や騒音など、環境への影響が大きいことや、それを踏まえた地元住民の理解が得られるか、など課題もあることから、他府県の実態等を調査し、検討をしていかなければいけないと思っています。

被害の額については、そうでもないと言われるかもしれないが、身近に伝わってくるので、獣害対策を積極的にやっていただきたいと思っております。

6 県営水道室生ブランチについて

新たに整備された県営水道の室生ブランチの概要と室生ブランチが整備され、室生地区に県営水道を導入することにより、宇陀市にとってどのような効果・メリットがあるのか伺いたい。

〈水道局長答弁〉

「県営水道室生ブランチ」は、県営水道を宇陀市室生地区へ給水するものですが、これは、奈良県水道用水供給事業のうち、第三次拡張事業として、平成13年3月に厚生労働大臣から認可されたものでございます。

その後、地区内で宇陀市が所有しております内山浄水場の老朽化がいよいよ進んできたことから、平成20年10月に宇陀市より、内山浄水場を廃止して県営水道を導入したいとの要望がございまして、翌平成21年度から、整備に着手したところでございます。

室生ブランチは、宇陀市榛原萩原にあります県営水道の榛原調整池を起点としまして、室生三本松に宇陀市が新たに整備されます配水池までの約10.5kmに耐震型の水道管を布設する事業でございます。事業費総額は11億6千万円、本年8月末に完成しまして、来年1月からの給水の開始を予定しております。現在、管内面の洗浄等の作業を進めているところでございます。

室生ブランチの完成によりまして、室生大野・三本松地区の約3千人に対しまして、地震や濁水等の自然災害にも強い、安全で安定した水道水を提供できることとなります。

また、地元宇陀市としては老朽化した内山浄水場が廃止できますので、約16億円の更新費用が不要となります。さらに、浄水場を維持管理するための人件費や電力費等の削減も実現することとなります。

さらに、宇陀市以外の市町村におきましても、このように浄水場などの施設の老朽化が一段と進み、更新時期を迎えるところがございます。その際、市町村の浄水場を更新するのが良いか、あるいは県営水道に転換するのが良いかにつきまして、県域全体の投資の最適化という観点からも、市町村と協議を進めております。

今後とも、県域水道全体で水道資産を効率的に活用する「県域水道ファシリティマネジメント」を市町村とともに推進してまいります。

## 7 宇陀市室生多田地区にある産業廃棄物最終処分場について

地元の現状を受け止め、今後、この処分場の対策にどのように取り組むのか。

### 〈景観・環境局長答弁〉

宇陀市室生多田地区の産業廃棄物最終処分場につきましては、議員お述べのように、業者が破産及び民事再生となったため、県におきましては、処分場周辺的生活環境の保全を図るため、平成21年12月に「最終処分場緊急特別対策検討委員会」を設置いたしました。平成23年度までの約2カ年をかけて、その対策を検討いたしました。

この委員会におきまして、最終処分場から出る水のBOD、有機物による水の汚れを示す値でございますが、この数値が基準を超えていたため、その水質を改善することと、一部法面の安全対策が必要であることが確認され、その対策案がとりまとめられました。

県は、委員会の対策案を基に、業者に対し是正指導を行った結果、平成24年1月に、民事再生の業者から県に改善計画書が提出され、委員会でこの計画が了承されました。その後、業者は、水処理施設の改修や法面の対策工事を行い、同年12月に竣工しております。

県は、この工事進捗及びその後の状況を確認しておりますが、特に注視している水質については、改善前にBODの値が40mg/ℓ前後であったものが、現状は、基準値の20mg/ℓ以下で概ね安定しております。

このような経過については、これまで地元自治会の役員説明会を2度開催したほか、地元関係者と年数回の面談を行うことにより、情報提供に努めてきたところでございます。

県としては、引き続き、監視パトロールや定期的な水質検査の実施等により、業者による維持管理状況を注視し、必要な指導を行ってまいります。また、今後とも地元の皆様に説明の機会を設け、情報の提供に努めながら、地元宇陀市との連携を密にし、地域の不安の減少、解消にできる限り努めてまいりたいと考えております。